

報告第3号

専決処分の報告について

玉川上水旧水路緑道再整備工事（その2）請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月18日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 契約の件名 玉川上水旧水路緑道再整備工事（その2）
- 2 契約の相手方 渋谷区東二丁目24番6号
株式会社木林
代表取締役 安住 木里

3 専決処分事項

契約金額の増額

専決処分前の契約金額	252,120,000円
専決処分後の契約金額	254,906,300円
専決処分した契約金額の増額	2,786,300円

- 4 専決処分年月日 令和8年1月30日